平成２８年（フ）第８４８号
福岡県太宰府市吉松１丁目18番15号
債務者　村上記代子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８５３号
福岡県糸島市篠原西２丁目13番13号
債務者　吉村マス子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８６９号
福岡市南区横手３丁目17番17号
債務者　和田　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３０５号
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目１番21―501号
債務者　塩崎　展弘
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４２号
大阪府東大阪市箱殿町８番15号
債務者　米山　孝康
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９号
静岡県浜松市浜北区貴布祢118番地
債務者　鈴木　弘志
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１１４４号
横浜市戸塚区上倉田町2018番地７　エクラージュ202号
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９６号
東京都西東京市泉町５丁目２番４号
債務者　堀江　静香（旧姓岡山）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９９号
岡山市北区大安寺南町２丁目５番３－７号、旧住所岡山市北区富町１丁目20番14号デュナミス富町502
債務者　笠工　美沙（旧姓檜澤）
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１６号
岡山市中区平井２丁目2225番地１サンディスク米山Ｃ102、住民票上の住所岡山県備前市日生町寒河3351番地
債務者　東山　拓也
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７号
岡山市北区天瀬２番６号第一天瀬ビル302、旧住所岡山市北区表町３丁目13番70号
債務者　谷本　**廣**子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３８号
東京都東村山市恩多町１丁目24番地37
債務者　池本　晋一
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
釧路市愛国東４丁目37番19号　アイプレイン102号
債務者　小貫　正義
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２３９号
静岡県牧之原市片浜1267番地
債務者　片山　義英
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月５日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４号
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ１―402号、旧住所静岡市葵区南沼上１丁目２番５号　ハイツ松下Ｂ101
債務者　米澤　奈月（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部